

# 鳥取県公報

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 町の区域の変更  
旧慣使用林野整備計画の認可  
土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良事業の認可(三件)  
国有財産の用途廃止  
開発行為に関する工事の完了(二件)  
土地区画整理法による換地処分をした旨の届出
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 准看護婦試験の実施  
あん摩マツサージ指圧師、はり師及びききゅう師試験の実施

## 告 示

鳥取県告示第六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
この町の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による米子境港都市計画富士見土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する町の名

同上の区域(昭和四十七年三月一日現在の地番による。)

富士見町二丁目

富士見町二丁目のうち一の一部、二の一部、二五の一部、二六の一部、四四、四五、四六の一部、四八の一部、四八の二、四八の三の一部、四八の四の一部、四九、五〇の一部、五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富士見二丁目一の一から三までの二、二の一から六の七まで、七の二、八の二、一〇の五、一一の二、一六の二、一七の二、二〇の二、二二の四、二二の五、二四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、博労町一丁目七七から七八の一までの一部、八四から八四の三までの一部、八六の一、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに糺町二丁目四〇から四二までの一部、四三から四五まで、四六から四八までの一部、八三の一部、八四の一部及びこれらと一体をなす国有地

富士見町二丁目のうち一の一から六の七まで、七の二、八の二、一〇の五、一一の二、一六の二、一七の二、二〇の二、

富士見町二丁目	二一の四、二一の五、二四の三、二五の五、二七の二、二八の三、二九の一部、三〇の一部、三一から三二の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
博労町一丁目	博労町一丁目のうち一、二、三の一部、五の一部、七七から七八の一までの一部、八四から八四の三までの一部、八六の一、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富士見町一丁目二五の一部及び二六の一部並びに糀町二丁目三八の一部、三九、三九の一、四〇から四二までの一部及び四八の一部並びに四三の一と一体をなす国有地の一部
糀町二丁目	糀町二丁目のうち三八の一部、三九から四五まで、四六から四八までの一部、八三の一部、八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富士見町一丁目一の一部、二の一部、四四の一部、四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、博労町一丁目一、二、三の一部、五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに角盤町一丁目七九の一部、一二四の二から二八までの一部、一三七から一三九までの一部、一四三から一四三の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地
角盤町一丁目	角盤町一丁目のうち七九の一部、一二四の二から二八までの一部、一三七から一三九までの一部、一四三から一四三の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富士見町一丁目四四の一部、四五、四六の一部、四八の一部、四八の二、四八の三の一部、四八の四の一部、四九、五〇の

一部、五一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに富士見町二丁目一の一から一の三までの一部、二四の三の一部、二五の五、二七の二、二八の三、二九の一部、三〇の一部、三一から三二の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地

**鳥取県告示第六十五号**

三朝町長から申請のあつた合谷地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月二十三日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第六十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、飯盛山土地改良区の定款の変更を昭和四十九年一月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第六十七号**

東伯町長から申請のあつた町宮土地改良（下伊勢地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第六十八号**

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(伊勢崎地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第六十九号**

泊村長から申請のあつた村営土地改良(浜山地区農道整備事業とあわせで行う農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第七十号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年一月二十九日から用途

廃止した。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 (平方メートル) 積	用 途
鳥取市三津字鳥打場ノ二 五五四番一地先	五六・二四	水路敷

**鳥取県告示第七十一号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年七月四日 鳥取県指令受都計第二百九十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市商栄町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社 湖南開発

代表取締役 森岡祐太良

**鳥取県告示第七十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年十一月三十日 鳥取県指令受都計第六百六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家

国府町大字宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市川端二丁目二一九

小林電器株式会社ハウス事業部

代表取締役 小林群之助

鳥取県告示第七十三号

米子境港都市計画富士見土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十九年一月十一日換地処分を行った旨の届出があったので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年一月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一日時 昭和四十九年一月三十日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 公立学校教職員人事について

(2) その他

公 告

保健婦助産婦看護婦法(昭和28年法律第203号)第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和49年1月29日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時

学科試験 昭和49年3月11日 午前8時30分から

実地試験 昭和49年3月12日 午前8時30分から

- 2 試験の場所  
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験願書の提出期限  
昭和49年2月25日(郵送の場合は、昭和49年2月25日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和49年1月29日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の日時  

学科試験	昭和49年2月26日	午前9時から
実地試験	昭和49年2月27日	午前9時から
- 2 試験の場所  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験願書の提出期限  
昭和49年2月9日(郵送の場合は、昭和49年2月9日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。